

令和4年度三重のふるさと応援カンパニー推進業務委託 業務仕様書

1 業務の名称

令和4年度三重のふるさと応援カンパニー推進業務委託

2 業務の目的

三重県では、企業と農山漁村地域を結び付け、県内の農山漁村地域において、住民らとともに地域の資源（農林水産業、歴史文化、景観等）を活用しながら、新たな価値を創造・共有し、よりよい共生の関係づくりに取り組んでいる。

しかしながら、近年のコロナ禍において、企業による地域への貢献のあり方は様々な方法に変化しているものと思われる。今後、農山漁村地域との連携を図るためには、コロナ禍によって変化した企業のニーズを的確に把握する必要がある。

そのうえで、農山漁村地域での活動に関心を示す企業の情報を整理し、課題を抱える農山漁村地域に対して、積極的に情報提供を行い、課題解決に資する連携した取組を促進する。

なお、「三重のふるさと応援カンパニー」とは、耕作放棄地の活用や農地の維持管理活動、関係人口の増加に向けた取組など、三重県の農山漁村地域の支援を行っている企業のことをいう。

3 委託期間

契約の日から令和5年3月24日（金）まで

4 委託業務の内容

農山漁村地域との連携に関心をもち企業へのニーズの把握、情報の整理のため、以下の業務を実施する。事業の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。

(1) 企業に対する地域貢献へのニーズ調査

受託者が持つネットワーク等を活用し、企業に対する地域貢献へのニーズ調査を300社以上行う。調査方法は任意とするが、有効な回答が多く収集できるような工夫を行うこと。

【調査項目には地域貢献への関心の有無、現在行っている地域貢献活動内容、今後行いたい地域貢献活動、三重県内の農山漁村地域との連携への関心の有無を含み、企業の地域貢献に対するニーズが的確に把握できるものとする】

(2) 農山漁村地域との連携に関心をもち企業に対する意識醸成

(1)の調査結果をもとに、三重県内の農山漁村地域との連携に関心をもち企業に対し、連携の受け手となる企業を育成するための講座を1回以上開催する。講座の開催については、オンラインの活用や多方面への広告等を行い、多くの参加者を募る工夫を行うこと。

【講座参加企業の企業名、担当部局、連絡先、活動可能地域等の情報を整理すること】

なお、講座の講師依頼、受講者の募集及び、会場の手配、準備、受付、進行など、運営は受託者が行うものとする。

(3) 農山漁村地域との連携に関心を持つ企業に対するヒアリング調査

三重県内の農山漁村地域との連携に関心を持つ企業5社以上に対してヒアリングを行い、より詳細な地域貢献へのニーズの聞き取りや、具体的な連携構想の状況等について調査する。ヒアリングについては、オンラインも活用し効率的に行うこと。

(4) 企業に向けた情報発信

三重のふるさと応援カンパニー推進事業の趣旨に沿い、企業に向けた効果的な情報発信を実施する（企業向け情報誌や新聞へ三重県の取組を紹介する等）。

本業務の実施に必要な費用等はすべて委託金額に含むものとする。ただし、企業等関係者の交通費及び宿泊費は本人負担とする。

<打合せ>

- ・契約締結から納品までに4回程度、県と打合せを行うこと（当初1回、中間2回、最終1回）。オンラインの活用も可能とする。
- ・提案内容について、質問がある場合は適宜、県と打合せを行うこと。

<納品>

- ・委託期間内に、委託業務報告書の提出を次のとおり行うこと。
 - ①委託業務の実施内容を記載した「委託業務報告書」
 - ②4（1）で行ったニーズ調査の結果をまとめた「ニーズ調査結果表」
 - ③4（2）で開催した講座へ参加した企業、4（3）でヒアリング調査を行った企業の情報をとりまとめた「農山漁村地域との連携に関心を持つ企業の一覧表」
 - ・報告書（紙媒体、原則としてA4版・両面印刷、ハードファイル）：3部
 - ・電子データ：3部（Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること）
- ・何らかの理由により、上記で指定した以外のファイル形式で提出する場合は、県と協議のうえ提出すること。

5 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、提案内容のアイデアを農山漁村地域の課題解決に使用する場合は、この限りではない。

- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は必要に応じ、受託先に対し状況確認を行うことができるものとする。
- (8) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (9) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。
- (10) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、委託者と協議を行うこと。
- (11) 受託者が、(10) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。